平成２５年（フ）第２０７０号
札幌市南区澄川４条２丁目10番１―212号、申立時の住所札幌市南区藤野３条４丁目15番35号　勤医協高齢者住宅みなみ風216号
債務者　中村　咲子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６６号
札幌市白石区菊水元町６条２丁目４番23号　有里コーポラス５号
債務者　大住　京子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７８号
札幌市豊平区旭町２丁目１番21号　吉田マンション201号
債務者　今平　光子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８４号
札幌市豊平区水車町７丁目６番７―502号
債務者　高橋　裕也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９０号
札幌市白石区本通９丁目南８番24号　第２東北マンション10号
債務者　樋口　礼子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３００号
札幌市西区発寒11条３丁目４番26号　ノースランド発寒中央403号
債務者　荒川　一恵
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１３号
札幌市中央区南18条西９丁目２番16号　メゾン山鼻401号
債務者　小出　哲平
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１８号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地６　道営住宅Ｄ６―304
債務者　赤沢　政典
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３９号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目６番12―204号
債務者　遠藤　宏美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５４号
北海道恵庭市福住町３丁目14番23　レジデンスクラウン202号
債務者　伊藤　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６５号
札幌市白石区南郷通12丁目南２番３号　メトロサイドパレス南郷通202号
債務者　谷口　隼人
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６６号
札幌市手稲区西宮の沢５条２丁目７番11―101号
債務者　高岡　　康
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８８号
札幌市豊平区豊平６条３丁目２番10―605号
債務者　成田いわお
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０３号
札幌市北区屯田５条11丁目３番22―２号
債務者　手塚　浩一
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０９号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目１番24―205号
債務者　山中　智美（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１８号
札幌市白石区北郷５条７丁目２番41号　白駒ハイツＢ―２号
債務者　鷲尾　敬三
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３１号
札幌市北区北25条西14丁目５番38―105号
債務者　大宮　　怜
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部